

議案第 9 4 号

山陽小野田市公民館条例を廃止する条例の制定について  
山陽小野田市公民館条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 2 4 日 提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市公民館条例を廃止する条例

山陽小野田市公民館条例（平成 1 7 山陽小野田市条例第 1 8 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の山陽小野田市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の施行後は、山陽小野田市地域交流センター条例（令和 3 年山陽小野田市条例第 〇号）の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の山陽小野田市公民館条例の規定によりなされた使用許可に係る使用料であって同日以後の使用に係るものについては、なお従前の例による。